

納税

7月1日は町道民税・固定資産税第1期の納期限です

平成25年度町道民税・固定資産税の第1期納期限は、7月1日です。納期限内に納税しましょう。

コンビニや郵便局でも納税できます。納税の際には、納付書に記載されている期別、納期限を必ず確認のうえ、納税してください。期別を間違えて納税しますと督促状が発付される場合がありますので、ご注意ください。

なお、失業や病気などの事情で納期限内に納税することが難しい場合は、納税課納税係にご相談ください。

▼問合せ 納税課納税係
(☎ 23 - 2341)

町税に関する夜間納税相談

夜間でなければ納税の相談をすることができない方のために、夜間納税相談窓口を開設しています。

■今月の夜間納税相談窓口

6月13日(木)・27日(木)
(19時30分まで)

犯罪

忍び寄る犯罪組織の国際化

近年の来日外国人犯罪は、組織化、地方への拡散化、あらゆる国や地域に及ぶ「犯罪のグローバル化」という変化を見せています。

どんな些細なことでも「おかしいな?」と思ったら、警察まで連絡願います。

▼問合せ 札幌方面北警察署
(☎ 011 - 727 - 0110)

施設

社会教育施設を 作品展示にご利用ください

文化活動は人の心を豊かにするとともに地域コミュニティづくりにとっても大切です。その発表の場として、町内の社会教育施設の展示スペースをご活用ください。

展示の申込みにつきましては、各施設にお問い合わせください。

▼問合せ
当別町学習交流センター
(☎ 23 - 0573)
白樺コミュニティーセンター
(☎ 23 - 2511)
西当別コミュニティーセンター
(☎ 26 - 3300)

電波

電波利用環境保護 周知啓発強化期間です

6月1日(土)から10日(月)は、電波利用環境保護周知啓発強化期間です。

不法無線局から出される電波は、消防、救急、警察や鉄道、航空機等の人命に関わる重要無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。電波のルールをしっかりと確認しましょう。

・無線機使用には技適マークの確認を!



技適マーク

・電波利用には原則、免許が必要!
・外国規格の無線機は国内では使用できません。

▼問合せ
北海道総合通信局
(☎ 011 - 737 - 0099)



電波利用環境保護キャラクター「デンパ君」

◎陸・海・空自衛官候補生募集◎

平和を、仕事にする。🌸 陸海空自衛官募集

受験資格	18歳以上27歳未満の者	所要の教育を経て、3ヵ月後に2等陸、海、空士に任用。
受付期間	随時	陸上(技術系を除く)は1年9ヵ月、陸上(技術系)・海上・航空は2年9ヵ月を1任期として任用(以降2年を1任期)。
試験日	受付時にお知らせします	
江別地域事務所では、自衛官募集等に関する説明を随時実施しております。江別市野幌町40-15G&Tビル2F(月~金曜日、9~17時)		
※自衛官候補生とは、任期制自衛官として任官する前に、自衛官として必要な基礎的教育訓練に専念するための採用制度です。		
▼詳細 自衛隊札幌地方協力本部江別地域事務所 ☎ 011 - 383 - 8955 役場環境生活課町民生活係 ☎ 23 - 3209		

防犯協会ニュース

●詐欺は「おれおれ」だけではありません!

年金支給日の15日が狙われています。お金に関する電話があったら「もしかして母さん助けて詐欺ではないか」と疑う気持ちも必要です。

電話を切ってまず確認を!!

平成25年4月末刑法犯発生状況

侵入窃盗	自動車盗	車上狙い	タイヤ盗	自転車盗	不審者
9件	0件	5件	0件	2件	3件

●当別町防犯協会・☎ 23 - 2711



狂犬病予防注射を実施します

犬を飼っている方は、年1回狂犬病の予防注射を受けることが法律で定められています。今年度は、以下の日程で実施しますのでご利用ください。

多数の犬が集まることで興奮状態になる恐れがある犬は、病院で個別に接種することをお勧めします。

▼問合せ 環境生活課環境対策係 (☎ 23 - 2503)

■Aコース 6月16日(日)

時間	会場
9:00 ~ 9:15	西当別コミュニティーセンター前
9:30 ~ 9:45	川下会館前
9:55 ~ 10:10	南部地域会館前
10:20 ~ 10:35	東蕨岱会館前
10:50 ~ 11:05	森の道会館前
11:25 ~ 11:40	太美青少年会館

■Bコース 6月30日(日)

時間	会場
9:00 ~ 9:10	若葉会館前
9:20 ~ 9:30	白樺コミュニティーセンター駐車場
9:35 ~ 9:50	六軒町会館前
10:00 ~ 10:15	弁華別会館前
10:25 ~ 10:40	茂平沢会館前
11:00 ~ 11:15	中小屋会館前
11:25 ~ 11:40	東裏会館前

マナーを守って ペットを飼いましょう

ペットを飼育している方は、以下の事項を再確認し、マナーを守ってペットを飼育するよう心がけてください。

▼問合せ 環境生活課環境対策係 (☎ 23 - 2503)



- ・散歩の際には引き綱等を付けて絶対放さないようにする。
- ・散歩の際には、フンを処理する用具等を持参し、フンは必ず持ち帰るようにする。
- ・敷地内の専用トイレなど決まった場所で排便(尿)させる等、排泄のしつけをする。
- ・狂犬病の予防接種は年1回必ず受ける。
- ・ペットの鳴き声や臭い等に注意し、近隣に迷惑を掛けないようにする。
- ・犬の放し飼いはしない。
- ・猫は屋内で飼育する。
- ・ペットは決して捨てない。
- ・飼い主のいない猫や犬の餌付けはしない。
- ・生まれる子どもの飼育ができないのであれば、事前に不妊・去勢手術を受けさせる。

